

補足的検討課題①

（第1－1 刑法第176条前段及び第177条前段に規定する暴行及び脅迫の要件並びに同法第178条に規定する心神喪失及び抗拒不能の要件を改正すること）

第1-1 刑法第176条前段及び第177条前段に規定する暴行及び脅迫の要件並びに同法第178条に規定する心神喪失及び抗拒不能の要件を改正すること

A案

次の事由により、その他意思に反して、性交等をした者は、強制性交等の罪とし、5年以上の有期懲役に処するものとする。

① . . .

② . . .

(以下略)

B案

次の事由その他の事由により、拒絶する意思を形成・表明・実現することが困難であることに乗じて、性交等をした者は、強制性交等の罪とし、5年以上の有期懲役に処するものとする。

① . . .

② . . .

(以下略)

〔補足的検討課題〕

1 包括的な要件の在り方

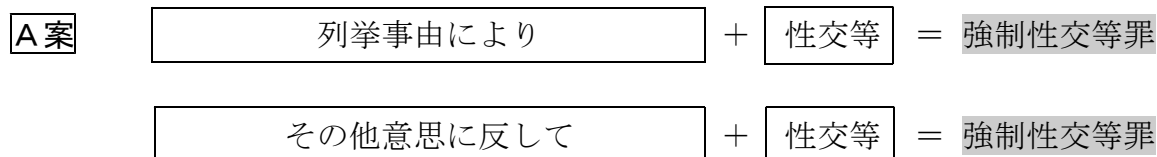
A案 意思に反して + 性交等 = 強制性交等罪

○ 「意思に反して」との要件で処罰範囲を明確に画することができるか。

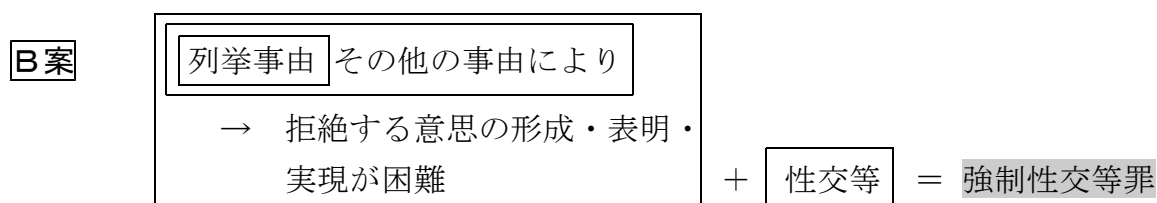
B案 拒絶する意思を形成・表明・実現
することが困難であることに乗じて + 性交等 = 強制性交等罪

○ 「拒絶する意思を形成・表明・実現することが困難」とはどのような状態か。処罰すべきものを捕捉できているか。

2 列举事由と包括的な要件の関係

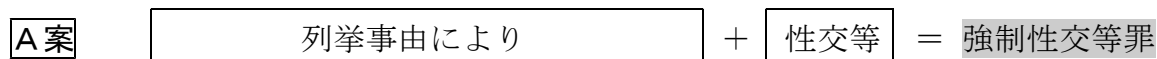


- 「列举事由」による性交等と「意思に反する」性交等が並列の関係となり、列举事由が例示・限定の機能を果たさないのではないか。

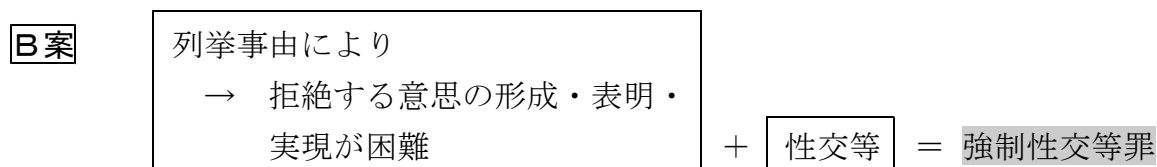


- 列举事由を例示とする「その他の事由」としてどのようなものが考えられるか。

3 列举事由の在り方



- 個々の列举事由について、それにより性交等をすれば強制性交等罪を構成する程度のものに条文上又は解釈上限定する必要があるのではないか。



- 列举事由と「拒絶する意思の形成・表明・実現が困難」の関係をどのように考えるか。